

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

1、当事業所の概況

この事業所が行う指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の事業は、要支援・要介護高齢者に対して、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊等の形態で、家庭的な環境と、その取り巻く地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を適時選択して行うことにより、利用者の心身の機能の維持や日々の暮らしの支援を行い、また利用者の孤立感の解消並びにその家族の身体及び精神的負担の軽減を図るとともに、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(1) 事業者（法人） 社会福祉法人 元気寿会

一宮市島村字六反田 60 Tel 0586-78-1010

理事長 川崎 幸子

平成 16 年 7 月 13 日 設立

(2) サービス事業所名 幸の郷小規模多機能ホーム気ごころの家

(3) 所在地 小牧市大字上末字東山 3675-2

(4) 連絡先 Tel 0568-79-0880 Fax 0568-79-0877

(5) 管理者 鈴木 信隆

(6) 介護保険事業者番号 2393800160 (平成 27 年 4 月 10 日指定)

(7) 定員 登録定員 29 名

通いサービス定員 17 名/日 (令和 6 年 7 月)

宿泊サービス定員 8 名/日

(8) 通常の事業の実施地域 小牧市

(9) 営業日 月曜日～日曜日 (年中無休)

(10) 営業時間 0:00～24:00 (24時間営業)

(11) 休業日 なし

(12) 通いサービス提供時間 9:00～16:00

宿泊サービス提供時間 16:00～翌日 10:00

訪問サービス 24時間対応

(13) 通常の送迎の実施地域 小牧市

(14) 開設年月日 平成 27 年 4 月 11 日

2、建物、居室、設備の概要

建物の構造	木造平屋建て	建物の延床面積	259.53 m ²
施設の周辺環境	桃花台ニュータウンの住宅地を目の前に配し、医療機関・コンビニへも徒歩圏内にあり、名鉄バス古雅4丁目バス停前に位置しています。なじみのスタッフが一体的に地域生活と連携しながら在宅生活を支援します。		
主な居室、設備の種類	室数	備 考	
食堂 兼 日常動作訓練室 通いサービス用 (53.46 m ²)	1	スプリンクラー設備設置	
キッチン (11.93 m ²)	1		
居室 1-1 (7.65 m ²) 居室 1-2～1-6 (7.66 m ²)	6	個室・収納	
和室居室 (9.96 m ²)	2	個室・収納	
トイレ (2.89 m ²) ・ (2.86 m ²)	2	車いす対応	
身障者トイレ (4.6 m ²)	1	車いす対応	
浴室 (6.87 m ²)	1	入浴リフト設備	
脱衣室 (7.42 m ²)	1		
事務室 (3.64 m ²)	1		
地域支援相談所 (25.75 m ²)	1		

3、職員の配置状況及び勤務時

(1) 職種別業務内容及び勤務体制

職種	業務内容	勤務体制
管理者	従業者、業務の管理を一元的に行う。	早 番： 7：00～16：00 日 勤： 8：30～17：30 遅 番： 10：30～19：30 (宿直待機対応) 夜 勤 16：00～翌10：00 ※利用者の利用時間帯に応じて、勤務体制に若干の変更あり
計画作成担当者	相談、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成、他関係機関との連絡・調整等	
看護職員	健康チェック、機能訓練、日常生活上の看護・介護	
介護職員	食事、入浴、排泄、移乗の介助や日常生活上の介護、調理等家事全般	

(2) 当事業所の職員体制と主な資格

職務	資格	常勤		非常勤		備考
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	介護福祉士	1				介護職員と兼務
計画作成担当者	介護支援専門員	1				介護職員と兼務
看護職員	看護師	2				
	准看護師	1				
介護職員	介護福祉士	8				管理者・介護支援専門員と兼務
	初任者研修	0				
	その他	0				

4、サービス提供における当事業所の運営方針

(1) 基本方針

- ・利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、利用者にとって必要なサービスを提供します。
- ・登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供します。
- ・地域における福祉サービス拠点のひとつとして、随時地域住民の相談を受付、助言等を行い、関係諸機関との連携を図ります。

(2) 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合には、本人及びご家族に説明・了解のもとに適正な手続きを踏まえた上で身体等を拘束する場合があります。

(3) 個人情報保護法の遵守と守秘義務

当事業所は、個人情報に関する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の取扱いに関する方針等を定め、個人情報の保護を図っていきます。

当事業所の事業者、サービス従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者やご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者へ漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。また、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、利用者やご家族の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。

(4) サービス従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供に当たって、次に該当する行為は行いません。

- ①利用者もしくはその家族等からの物品等の授受
- ②飲酒及び利用者の同意なしに行う喫煙
- ③利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ④その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(5) 事故発生時の対応

当事業所において事故が発生した場合、速やかに家族、市町村、その他関係機関へ連絡します。

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌（しんしゃく）して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(6) サービスの質の向上

- ・当事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていきます。また、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図ります。
- ・介護員等の質の向上のために、採用時研修及び継続研修（年2回以上）等を行っていきます。

(7) 高齢者虐待の防止

当事業所では、高齢者虐待の防止及び早期発見に努め、利用者が安全に生活できるよう支援や体制の整備をしていきます。（身体的、心理的、性的、経済的、介護的などの虐待）

5、当事業所の提供するサービス内容

A 通いサービス（ 9：00～16：00 ）

【通いサービス受入の条件】

- ・1日17名までの定員となっています。
- ・通いサービス時間内での定期通院は、基本的には対応いたしません。特に必要と認められる場合は対応いたします。
- ・利用日や時間帯の変更がある場合は、事前にご連絡ください。
- ・ご利用者の様態やご希望等により特に必要と認められる場合（一時的、緊急的であり、ご家族・親類・地域住民等の支援、代替サービス等が期待できない場合）は上記に関わらず受け入れを第一として柔軟に対応いたします。

例) 家族、親族の突発的な事故・事件、家族・主介護者の体調不良や傷病、
家族・親族等の入院や冠婚葬祭、主介護者の仕事の都合（急な出張・出勤）、
利用者本人の見守りを要する体調不良（感染の恐れがない場合）、
家族の介護負担増大により通常の日常生活を送ることができないと判断された場合等

(1) 通いサービスの日課 (サービスの流れ)

9:00～	10:00～	12:00～	13:00～	15:00～	16:00～
気どころ到着 健康チェック 水分補給など	入浴・ レクリエーション 調理	お食事	体操・リハビリ レクリエーション 趣味活動	おやつ、お茶	気どころ出発

(2) 時間延長、短縮

ご利用者及びご家族のご要望等により、サービス提供時間前後に時間を延長、あるいは短縮してサービスを利用することができます。希望される場合は、事前に当事業所へご相談ください。

(3) 食事

- ・食堂にてお食事を提供致します。必要に応じて食事援助も行います。
- ・尚、朝食及び夕食については、希望される場合のみと致しますので、食事を必要とされる方は予めスタッフへお申し出ください。

食事時間	朝食: 7:30 ~ 8:30 昼食:12:00 ~ 13:00 夕食:17:30 ~ 18:30
適温	適温の食事を提供します。
食事作り	昼食は、利用者とスタッフ共同で食事作りを行います。時には、一緒に食材の買い出しも行います。
行事食	季節や行事を考慮した行事食を提供します。また、希望者にはお誕生日に希望される食事メニューを提供致します。

(4) 入浴

- ・入浴は、ご利用者のご希望に応じ随時対応します。
ただし、その日の状況に応じご希望に添えない場合は、ご相談させていただきます。

- ・入浴援助は、基本的に同性職員で対応します。ただし、状況により同性職員での対応が困難な場合、ご利用者にご了解を得て対応させていただきます。
- ・当事業所では個室での入浴を提供します。
入浴は週に2～3回を目安とさせていただきますが、ご利用者の希望に応じて、必要な場合は連日の入浴対応をさせていただきます。
- ・ご利用日を変更した場合は、他利用者の状況により入浴の対応ができない場合があります。
- ・体調不良等により入浴が困難な場合は、ご希望により清拭、足浴等を行います。
- ・車いすや寝たきりの方でも、リフトを利用して入浴することができます。

(5) 排泄

- ・排泄の援助は、同性職員の介助を基本とし、プライバシーに配慮した個別ケアを行います。
- ・排泄の自立を促す為、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

排泄援助	利用者本人の必要に応じた回数のトイレ誘導等を行います。
清拭・洗浄	排便時には清拭と洗浄を行い、清潔と皮膚の観察に努めます。

(6) 健康管理

- ・血圧・体温測定、健康管理を行います。
- ・ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関である前川クリニックへの連絡を行う等の必要な措置を講じます。

協力医療機関の名称	前川クリニック
所在地	小牧市大字上末字東山 3592-1 Tel 0568-78-0015
診療科目	内科、消化器科 小児科

(7) 送迎

- ・送迎時間 迎え 7:35～9:30
送り 16:00～19:00
- ・当事業所とご自宅間を当事業所の車にて送迎致します。送迎車はご利用者の心身の状態に応じた車を用意致します。送り迎えの時間が予定の時間と大幅に異なる場合は、ご家族へあらかじめ電話等で連絡致します。
- ・時間を延長してご利用される方についての送迎（7:35～19:00 を超える送迎）
は、ご家族での対応をお願いします。移動手段がない場合やご家族では送迎の対応ができない場合には、ご相談ください。
- ・送迎が必要な場合は事前に当事業所までお知らせください。

(8) 機能訓練

ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能減退防止のための日常動作訓練を、レクリエーションや家事等に盛り込んだ形で実施します。

(9) レクリエーション

ご利用者のご希望により、サークル活動・レクリエーションに参加していただくことができます。

●主な内容

各種ゲーム、唱歌、ドライブ、敬老を祝う会、忘・新年会...など

※外出先での売店等による個人的な買い物の代金は、利用者個人の負担となります。

B 訪問サービス（24時間随時）

ご利用者のご自宅へお伺いし、日常生活上必要な援助を行います。

身体介護サービス	入浴介助、排せつ介助、食事介助、体位交換、 通院介助、 移動介助、買い物介助 等
家事援助サービス(※1)	調理、洗濯、掃除、買い物 等

【訪問サービス受入の条件】

- ・ ご利用者、ご家族が対応可能なサービスの提供はできません。
- ・ 「日常生活上・社会生活上必要な行為」（在宅生活を送る上で常日頃行っている、行わなくてはならない行為）であり、計画書に位置づけられたサービスのみの提供となります。
- ・ 定期通院（事前に予定されている通院）は、ご本人・ご家族で対応していただきます。
- ・ 訪問サービスで車両をご利用いただく場合、ご利用者以外の方の同乗はできませんが、特別な事情がある場合は同乗していただけます。
- ・ 調理、洗濯、掃除、買い物等の「家事援助サービス」（※1）の提供は、居宅サービス計画書に基づいて提供します。その他個人的な理由（経済的・物理的）に関しては提供することができませんのでご了承ください。
- ・ 送迎車、職員の配置等により、提供の時間帯、内容等の調整をさせていただく場合があります。
- ・ 利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合（一時的・緊急的であり、ご家族・親類・地域住民等の支援、代替えサービス等が期待できない場合）は上記に関わらず受け入れを第一として柔軟に対応させていただきます。
- ・ 基本的に同性職員で対応しますが、事業所・職員の配置等状況により左記対応が困難になる場合は、ご理解頂きますようお願いいたします。

【提供できないサービス】

①介護職員による医療行為

②預貯金の引き出しや預け入れ

（ご利用者自ら、預貯金の引き出しや預け入れを行うために外出する際の付き添い介助は行います。）

③ご利用者以外（主としてご家族）に対するサービス

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し等
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の接待（お茶、食事の手配等）
- ・ 自家用車の洗車・清掃

④正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理

⑤商品の販売や農作業等、生業の援助的な行為

※1 家事援助サービスの提供にあたっては、訪問するスタッフを指名することはできませんので、ご了承願います。

C 宿泊サービス（16:00～翌 10:00）

当事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等に係る日常生活上必要な援助を行います。

【宿泊サービス受入の条件】

- ・ 1日8名までの定員となっております。急なご利用（ご利用者の様態やご希望等により特に必要と認められる場合）は出来るだけ対応しますが、宿泊サービスの定員8名を超える場合は、利用できないことがあります。
- ・ 連泊の場合は、通いサービスの提供計画も調整する場合があります。（日中の時間帯は通いサービスとして算定されます）。
- ・ 他のご利用者のご希望もありますので、調整させていただくことがあります。
- ・ ご希望する居室での宿泊にはできる限り対応いたしますが、他のご利用者の身体状況等を総合的に判断し、居室を決めさせていただく場合もあるため、宿泊状況によってはご希望に添えない場合があります。

6、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成・実施について

当事業所では、個別の具体的なサービス内容やサービス提供方針を「（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画」に定め、実施していきます。

計画作成担当者が（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の原案を作成します。その後ケアカンファレンスを行い再検討し、作成された原案についてご利用者、及びご家族へ内容を説明し、同意を得られたものを正式な（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画とし、実施していきます。同意の際は、文書に署名捺印をいただきます。

（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画は6ヶ月に一回、またご利用者の身体状況等の変化やご利用者、ご家族の要請に応じて変更の必要がある場合は利用者及びご家族と協議の上、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を変更します。

なお、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画についての内容等は、変更都度書面にて交付いたします。

7、その他のサービスの斡旋

- 当事業所では、下記のサービスの斡旋を行っています。このサービスに係る費用は利用者の負担となります。

オムツ販売	オムツが必要な方は、スタッフまでお知らせ下さい。 ※一枚ずつから購入できます。 紙おむつ Mサイズ 100 円／枚 リハビリパンツ Mサイズ 80 円／枚 " Lサイズ 90 円／枚 " LLサイズ 100 円／枚 尿取りパット 30 円／枚
-------	---

- 個別の趣味活動への援助

上記サービスに係る材料費は、ご利用者のご負担となります。

- 個別の外出・旅行に対する付添援助

上記サービスに係る費用及び付添職員に係る交通費、宿泊費、入場料についてもご利用者のご負担となります。

8、サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始、変更、追加

サービス利用をご希望される場合は、まずは当事業所へご相談ください。

また稼働状況（利用人数の空き状況）によりますが、サービス実施中で当事業所の利用の変更、追加をすることができますので、早めに当事業所へご相談ください。

(2) 利用をお休みする場合

ご利用日当日、お迎え予定時間の30分前までにご連絡ください。特に、時間延長サービス利用のキャンセルについては、できるだけ早めにご連絡願います。

(3) 医療機関等へ入院した場合

- ・ 入院一ヶ月までは登録解除せず、その後、ご利用者、ご家族、主治医、その他関係する機関と今後の見通しについて協議を行い、登録解除となる場合があります。
- ・ 入院期間が30日未満の場合は、月額料金を頂きます。
- ・ 退院する際に再登録をご希望される場合は、円滑に再登録できるよう可能な限り配慮いたしますが、退院直後に再登録が困難な場合は、他居宅サービス等の関係機関と連携し、在宅生活の支援を図ります。

(4) サービスの終了

イ) ご利用者のご都合でサービスを中止する場合は、速やかに当事業所へお申し出下さい。ただし、当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、ご利用者は即座に契約を解約・解除することができます。

ロ) 以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ① ご利用者の（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画が変更され、利用予定がなくなった場合
- ② ご利用者が介護保険施設へ入所した場合
- ③ 要介護認定により、ご利用者の心身の状況が非該当（自立）と判定された場合
- ④ ご利用者が死亡した場合

ハ) その他

- ・ ご利用者が、サービス利用料金の支払いを6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合、又はご利用者やご家族などが当事業所やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

- ・ 事業者が破産や介護保険の指定を取り消される等、やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

9、施設利用の留意事項

ご利用に当たって、ご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 面会

時間の規定はありませんが、来訪時は必ずその都度職員へ届出てください。

(2) 喫煙

喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(3) 施設、設備の使用上の注意

- ・ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・ 故意に施設、設備等を破損、汚した場合は、ご利用者の自己負担で現状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただくことがあります。

(4) その他

- ・ 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

10、緊急時における対応方法

サービス提供中にご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当事業所が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じます。病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することがあります。

協力医療機関の名称	小牧第一病院
所在地	小牧市中央五丁目 39 Tel 0568-77-1301
診療科目	内科、外科、整形外科、皮膚泌尿器科、呼吸器科、胃腸科、神経内科、麻酔科、循環器科、リハビリテーション科

1 1、運営推進会議の概要

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護に関して、通いサービス、宿泊サービス訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。より地域に開かれた事業所を目指します。

●委員の構成 ご利用者代表、ご利用者家族の代表、地域住民の代表者、知見者、小牧市職員、地域包括支援センター、当事業所代表

●開催時期 おおむね2ヶ月に1回

1 2、サービス利用料金とお支払い方法

(1) サービス利用料金

別紙「介護サービス利用料金表」を参照

(2) その他の料金

複写物の交付 1枚につき10円	ご利用者又はそのご家族の方は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
通常の送迎の実施地域以外への交通費 実費	通常の送迎の実施地域（小牧市）以外への送迎に要した費用。

(3) 利用料のご請求について

- ・毎月、18日前後に請求書にて前月分のご請求をいたします。
- ・要介護認定更新中等のために介護度が出ていない場合は料金が確定しませんので、介護度が出てからのご請求となります。その場合、複数月の利用料請求が一度に行くことがあります。ご了承ください。なお、一度にお支払いできない場合等は、当事業所スタッフまでご相談ください。

(4) お支払い方法

お支払いについては、以下の方法よりお支払いください。

口座振替	請求書発行月の27日（休日の場合翌営業日）に、事前に登録された指定口座から自動的に引き落とされます。
------	--

1 3、非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出その他必要な訓練を行います。

- (1) 定期避難訓練は、年2回以上実施する。
- (2) 前項の場合において、当事業所の管理者は防火管理者を定めるとともに、監督官庁へ届出した消防計画に基づいて避難訓練を実施しなければならない。
- (3) 非常災害の発生場所は、全職員共同のうえ、ご利用者を安全な場所へ避難させること。
- (4) 火気取締り責任者は、火気のある場所等を巡視し、火災の発生を予防しなければならない。

1 4、天災など不可抗力

事業者は、地震・風水害等の天災その他自己の責めに帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、事業者は利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合に、ご利用者はすでに実施したサービスについては所定の利用料金を事業者に支払うものとします。

1 5、苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けております。

苦情受付窓口	幸の郷 小規模多機能ホーム気ごころの家 介護支援専門員 栗木 朋子 電話 0568-79-0880 FAX 0568-79-0877 e-mail : kigokoro@genki-kotobukikai.jp
受付時間	毎週 月曜日～日曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

● 当事業所が取扱う主な個人情報（個人を特定できるもの）

・サービス利用時及び利用中に係るもの

利用者基本台帳、利用前調査票、説明時の記録、利用前面接記録、医療記録等、
家族訪問記録、家族面談記録等

・サービス提供に係るもの

居宅サービス計画、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画、サービス提供の記録
(介護日誌)、ケース記録、アセスメント記録、各セクションの記録(食事、排泄、入浴、送迎、
医療、レクリエーション等)、モニタリング記録、苦情内容等の記録、介護事故に係る記録、
介護保険制度等により作成・保存が義務付けられている記録類

・第三者提供、チームケア、介護保険事務に係るもの

カンファレンス記録、サービス担当者会議記録、看護記録、レセプト記録、
介護報酬記録、介護保険利用明細書等

17、個人情報の開示等について

当事業所は、当事業所で保有している個人データに関し、そのご利用者もしくは
はご利用者が認めた代理人（ご家族等）が求める際、特別な場合を除き、本人・
代理人の身元確認などを含む一定の手続きを踏まえた上で情報を開示等致しま
す。

●ご利用者もしくは代理人の申請により、

- ・希望される個人情報の開示
- ・個人情報の訂正、追加、削除
- ・個人情報利用目的の通知
- ・個人情報の利用停止
- ・個人情報の消去
- ・個人情報の第三者への提供停止

...を行うことができます。

※ 詳細については「個人情報にかかる開示等の請求手続きについて」をご覧ください。

令和 年 月 日

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に
際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護
幸の郷 小規模多機能ホーム気ごころの家

説明者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定
（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意いた
しました。

サービス開始日 令和 年 月 日

利用者住所

利用者氏名 印

代筆者住所

代筆者氏名 印

代理人住所

代理人氏名 印